

岩手県告示第838号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成20年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市
- 2 基本測量を実施する期間 平成20年12月3日から平成21年3月27日まで
- 3 基本測量を実施する種類 基本測量（基盤地図情報作成作業）